



## 住民異動などの届け出は忘れずに

就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きと併せて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要です。

受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、保険証など)を持参し、市民課、または各支所地域振興課へ

※同一世帯以外の方が代理人として届け出をする場合は、委任状と印鑑が必要です。



異動の種類	届け出に必要な物
転出(市外への引越し)	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人
転入(市外からの引越し) ※住み始めた日から14日以内に届け出をしてください。	届け出に来た人の印鑑 転出証明書……………前住所地の市区町村で発行 (県内からの転入)後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 (県外からの転入)後期高齢者医療負担区分等証明書……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護の認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………前住所地で住基カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)または特別永住者証明書……………外国人住民
転居(市内の引越し) ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人 住基カード……………住基カードの交付を受けている人 在留カード(旧外国人登録証)または特別永住者証明書……………外国人住民
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入世帯

※住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などは、自動交付機(市役所本庁北側出入り口)や保健福祉課(サン・シープラザ3階)でも発行しています。なお、自動交付機を利用するには、暗証番号を登録した市民カードが必要です。

市民課(市役所本庁1階) ☎0848・67・6047、本郷支所地域振興課 ☎0848・86・1111、久井支所地域振興課 ☎0847・32・7111、大和支所地域振興課 ☎0847・33・0222

## 引っ越しが決まったら水道部へ届け出を

異動の種類	届け出る内容
市内での転居 市外への転出	お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外からの転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

水道部管理課  
☎0848・64・2243

**使用水量・料金等のお知らせ**

お客様番号 0123-045678-01

設置場所 方書 用遠 口径 メーター番号

お客様番号

契約者名 スイドウ タロウ

検計日 月 日

今回指針 m<sup>3</sup>

前回指針(一) m<sup>3</sup>

旧メーター水量(十) m<sup>3</sup>

今回ご使用水量 m<sup>3</sup>

前年同期水量 m<sup>3</sup>

予定水道料金・予定下水道使用料

請求月 年 月 年 月

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。  
連絡がないと、使用していても基本料金がかかります。  
※水道部ホームページからも手続きができます。

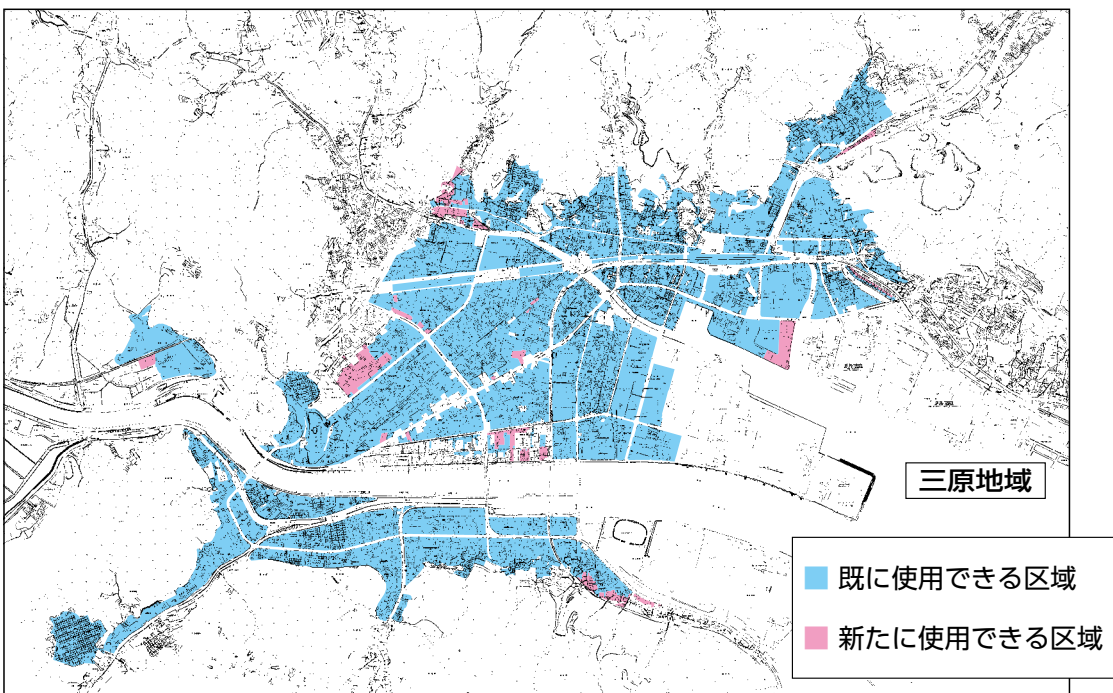
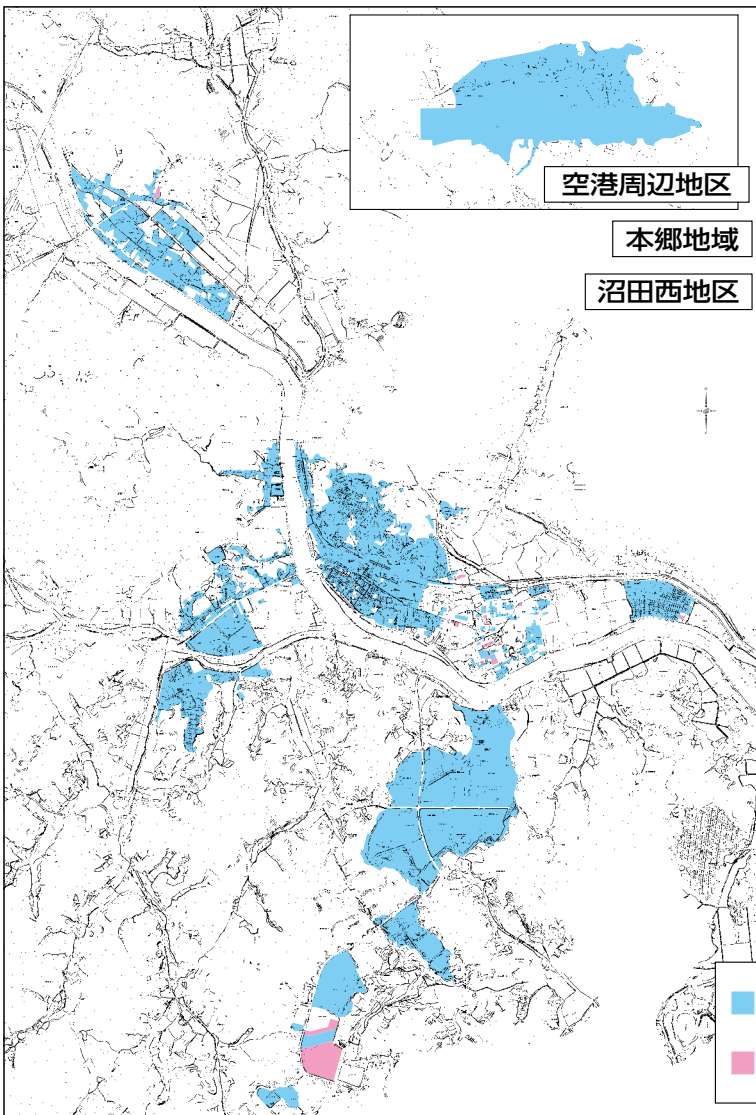


## 公共下水道を利用できる区域が 広がります

### — 区域内の人は接続しましょう —

今月31日(火)から、図の■の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。使用可能区域の中で、公共下水道に接続している世帯は、1月現在で約80%です。公共下水道に接続すると、悪臭や害虫の発生が防げ、衛生的で快適な生活ができるだけでなく、地域の生活環境の向上、川や海の水質保全にもつながります。

※供用開始から3年以内に接続する人は、融資あっせん制度が利用できます。詳しくは、下水道管理課にお問い合わせください。



● 新たに使用可能となる区域(約29ヘクタール、599世帯、1,353人)

旭町二丁目、城町三丁目、中之町二丁目、港町一丁目、西町二丁目、宮浦三・四・五丁目、皆美一・二・三・五丁目、西宮一・二丁目、新倉一・二丁目、和田二丁目、貝野町、沼田西町惣定、本郷南一・三・四丁目、本郷北三丁目、本郷船木のそれぞれ一部地域

下水道管理課 ☎0848・67・6049



# 第7回観光写真コンテストの入賞者が決定

先月19日、第7回観光写真コンテストの公開審査が行われ、入賞者が決定しました。今年のコテストには、三原の四季と城下町のテーマのもと、県内外から259人、合計619点の応募がありました。  
色鮮やかな紅葉や情緒あふれる城下町の風景など、三原の魅力を収めた力作の中から、大賞など19点が選ばれました。  
入賞者は次のとおりです。(敬称略)



大賞・全日本写真連盟賞

「寂」 新潟康生(竹原市)

撮影日 平成26年2月

撮影場所 三景園(本郷町善入寺)



銀賞 「海霧(A)」 菅原正人(呉市)



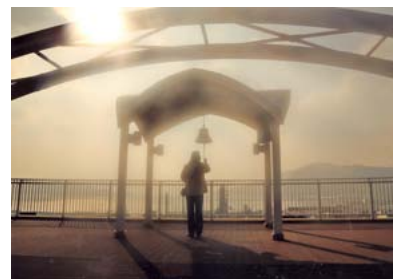
銀賞 「神明の里 幻想」  
藤原敏明(中之町)



金賞 「夜空に舞う」 高橋純寿(尾道市)



銅賞 「広島空港 夕景」  
増田洋二(東広島市)



銅賞 「神明の鐘」  
松岡正明(福山市)



銅賞 「ボケつとでき  
ま線」 柚木正稔(広島市)

## 入賞作品の展示

入場料無料

とき 15日(日)~25日(水) 9時~19時

※土・日曜日、祝日は10時~18時。

ところ うきしろロビー(JR三原駅構内)

観光課

0848-676014

入選 荒木志義(広島市)、法代地昭年(皆実)、光成郁夫(福山市)、那賀悟(東町)、土岸美代子(和田)  
佳作 谷岡隆(呉市)、杉森義人(本郷北)、後川正俊(福山市)、飯野宏(広島市)、新原勝彦(大和町)  
特別賞 みはら新魅力発見賞 黒塚保之(尾道市)、上川良樹(幸崎)



表 1

こんなとき		届け出に必要な物
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止通知書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証 (職場の保険証が未交付のときは加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、喪主の通帳、喪主が分かる書類
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、生活保護決定通知書
その他	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、保険証、在学証明書など
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	

※保険証は、運転免許証など官公庁が発行した写真付き証明書で本人と確認できる場合にのみ、窓口で交付します。それ以外は郵送します。

## 国保だより



## 加入者みんな健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病气やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

### 加入・脱退の手続きは早めに

国保への加入・脱退などの手続きは、

世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要です。  
表1に当てはまるときは、14日以内

に市民課(市役所本庁1階)、または各支所地域振興課で手続きをしてください。



## ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合に、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

### ● 9月分の削減効果

切り替えた人数 3,825人  
削減された金額 893万5,081円

### 国民健康保険課

☎ 0848-67-6050

税制収納課(保険税の納付について)

☎ 0848-67-6035

市民税課(保険税の税額について)

☎ 0848-67-6031



# 4月12日(日)は 広島県議会議員一般選挙の 投票日です

4月12日(日)は、広島県議会議員一般選挙の投票日です。この選挙は、身近な県政に参画する私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。一人ひとりがよく考えて、1票を大切に投票しましょう。

## ■投票所入場券

世帯ごとにとまとめて郵送します。投票所など記載内容を確認し、各人ごとに切り離して投票所へ持参してください。

※無投票になった場合は郵送しません。

※入場券がない場合、運転免許証などの身分証明書を用意し、投票所で申し出てください。

※平成27年3月21日以降に市内で転居した人は、前の住所地の投票所になります。入場券で確認してください。

## ■投票の時間・場所

投票時間は7時～20時です。久井・大和地域は、全投票所とも7時～19時です。



表1 投票時間が異なる投票区

投票区名	投票開始時刻	投票閉鎖時刻
登 町	7:00	18:00
向 田		
須 ノ 上		16:30
佐 木		
小 佐 木		

投票区名	投票開始時刻	投票閉鎖時刻
本 郷 第 一	7:00	19:00
本 郷 第 二		18:00
船 木 河 内 谷		19:00
船 木 中 筋	8:00	16:00
船 木 平 坂		
船 木 芋 堀	7:00	19:00
下 北 方		
上 北 方		
善 入 寺		
南 方 第 一		
南 方 第 二		
南 方 第 三		
南 方 日 名 内		

投票時間が異なる投票区は表1のとおりです。  
※投票時間・投票所の場所は、入場券に記載してありますので確認してください。



投票所入場券

## ■期日前投票

仕事やレジャーなどの都合で、投票日に投票することができない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所	期 間
市役所本庁舎議会棟1階	4月4日(土)～11日(土)
本郷支所1階	4月5日(日)～11日(土)
久井支所1階	
大和支所1階	

時 間 8時30分～20時  
※土・日曜日でも投票できます。  
用意する物 投票所入場券

## ■県内に転出した場合

三原市の選挙人名簿に登録され、投票する日までに県内の他の市区町に転出した人(1回に限り)が、三原市で投票する場合は、三原市が転出先の市区町長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書(無料)」、または住民票の写しが必要です。

## ■選挙管理委員会事務局

☎0848・67・6140